整備に関する調書

1.用地の権利関係(予定地の土地確保の方策及びスケジュール) (既に法人が土地を所有している場合は、記入不要)
2.建物の権利関係(建物整備の方策及びスケジュール) (整備希望者が新築以外の方法で建物の整備を行う計画である場合は記入すること)
3.土地利用の制限等(市街化調整区域、農振農用地域、農地転用、保安林等の制限解除の方策及びそのスケジュールについて、まとめて又は欄を追加して記入すること) (該当しない場合は、該当しないことをどのようにして確認したか記入すること)
4.文化財保護法に定める区域(当該区域に該当する場合の対応策及びそのスケジュール) (該当しない場合は、該当しないことをどのようにして確認したか記入すること)

F. 小三连口/克尔人,少到妇人,保持小佐老佐\/牡土了部教作:1
5.地元住民(自治会、水利組合、隣接地権者等)に対する調整状況
(関係者との話し合いの状況、同意に至るスケジュールも含め具体的に記入すること)
6.災害に係る指定区域(該当しない場合は、該当しないことをどのようにして確認したか記入すること)
- 마/도까 / P 스 ナゲ
7.財源確保の方策
(事業費・財源についての考え方やどのように財源確保を行うのかを具体的に記入すること)

※ 記入スペースが足りない場合は、記入欄を追加しても可。